

昭和三十三年人事院規則九一六

人事院規則九一六（俸給の調整額）

人事院は、一般職の職員に給する法律に基き、人事院規則九一六（俸給の調整額）の全部を次のように改正する。

人事院規則九一六（昭和三十三年八月一日施行）

（支給官職及び支給額）

第一条 給与法第十条の規定により俸給の調整を行う官職は、別表第一の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める官職とする。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

一 法第十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員 育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が俸給月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、俸給月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給の調整額が俸給月額の百分の二十五を超えるときは、俸給月額の百分の二十五に相当する額を俸給の調整額とする。

第二条 前条第二項、第三項及び第五項の規定による俸給の調整額並びに同条第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第三条 各庁の長又はその委任を受けた者は、人事院の定めるところにより、第一条第一項の俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤務条件について人事院に報告するものとする。

第四条 給与法附則第八項の規定を受ける職員に対する第一条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則（昭和六〇年四月一日人事院規則九一六―一）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の人事院規則九一六別表第一京都大学医学部皮膚病特別研究施設の項に掲げる職員であつた者のうち、引き続き改正後の人事院規則九一六（以下「改正後の規則」という。）別表第一国立大学医学部附属

病院、国立病院及び人事院の定める病院の項の（4）に掲げる職員として在職する者で、改正後の規則第一条第二項の規定により得られる額と俸給月額の合計額が施行日の前日におけるその者の俸給の調整額と俸給月額の合計額に達しないもの（俸給月額に異動があり、異動後の俸給月額が同日における俸給月額に達しないこととなつた者を除く。）の俸給の調整額は、当該達しない期間、同項の規定にかかわらず、同日における当該合計額からその者の俸給月額を減じた額に相当する額とする。

附則（昭和六〇年二月二一日人事院規則九一六―二）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六第一条第二項及び別表第二の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

附則（昭和六一年四月五日人事院規則九一六―三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月二二日人事院規則九一六―四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附則（昭和六一年二月二七日人事院規則九一六―五）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

「数」という。）に満たない数が対応する調整数欄に掲げられているものに掲げる職員（前項の規定により人事院が準ずると認める職員を含む。）について特別の事情があると人事院が認める場合における改正後の規則第一条第二項の規定の適用については、同項中「掲げる調整数」とあるのは、「掲げる調整数に一を加えた数」とする。

4 改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（前項の規定の適用がある場合にあつては、当該調整数に一を加えた数。以下「改正後の調整数」という。）が改正前の調整数に満たない官職（以下「調整数の減じた官職」という。）をこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き占める職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、同項の規定による額に、当該職員の施行日の前日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額と改正後の規則別表第二に掲げる当該俸給月額に係る俸給表及び職務の級に応じた額で同日において適用される額との合計額に当該官職に係る改正前の調整数から改正後の調整数を減じた数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。当該職員が当該官職と同種の官職で改正前の調整数及び改正後の調整数がそれぞれ当該官職と同一である他の官職に異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

5 前項の規定は、調整数の減じた官職を施行日以後占めることとなつた職員のうちかつて当該官職と同種の官職を占めていた職員その他の職員で同項の規定により俸給の調整額を算定される職員との権衡を考慮して人事院の定めるものの俸給の調整額について準用する。この場合において、同項中「施行日の前日における俸給月額」とあるのは、「施行日の前日における俸給月額（施行日以後俸給表を異にする異動をした職員その他の人事院の定める職員にあつては、人事院の定める俸給月額）」と読み替えるものとする。

6 改正後の規則において俸給の調整を行う官職（附則第二項の規定により人事院が準ずると認める職員の占める官職を含む。）に該当しない

官職で改正前の規則において俸給の調整を行う官職に該当していたもの（以下「非調整官職」となつた官職」という。）を施行日の前日から引き続き占める場合には、改正後の規則第一条の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、当該職員に対し、当該職員の施行日の前日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額と改正後の規則別表第二に掲げる当該俸給月額に係る俸給表及び職務の級に応じた額で同日において適用される額との合計額に当該官職に係る改正前の調整数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。当該職員が当該官職と同種の非調整官職となつた官職で改正前の調整数が当該官職と同一である他の官職に異動した場合についても、同様とする。

7 前項の規定は、非調整官職となつた官職を施行日以後占めることとなつた場合で当該職員がかつて当該官職と同種の官職を占めていた職員その他の職員で同項の規定により俸給の調整額を支給される職員との権衡を考慮して人事院の定めるものであるときについて準用する。この場合において、同項中「施行日の前日における俸給月額」とあるのは、「施行日の前日における俸給月額（施行日以後俸給表を異にする異動をした職員その他の人事院の定める職員にあつては、人事院の定める俸給月額）」と読み替えるものとする。

8 附則第二項から前項までに規定するものほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則別表

昭和六十二年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで	百分の百
昭和六十七年四月一日から昭和六十八年三月三十一日まで	百分の七
昭和六十八年四月一日から昭和六十九年三月三十一日まで	百分の十五
昭和六十九年四月一日から昭和七十年三月三十一日まで	百分の十
昭和七十年四月一日から昭和七十年三月三十一日まで	百分の十五

附則（昭和六十二年四月一日人事院規則九一六―一七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年六月一八日人事院規則九一六―一八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、昭和六十二年五月二十一日から適用する。

附則（昭和六十二年二月一五五五人事院規則九一六―一九）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附則（昭和六十六年四月一日人事院規則九一六―二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十六年三月一〇月一日人事院規則九一六―二一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十六年三月二四日人事院規則九一六―二二）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六（以下「改正後の規則」という。）別表第二の規定は昭和六十六年四月一日から、改正後の規則別表第一の規定は同年四月八日から適用する。

附則（平成元年六月二八日人事院規則九一六―二三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年二月一三日人事院規則九一六―二四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附則（平成二年三月三十一日人事院規則九一六―二五）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成二年六月八日人事院規則九一六―二六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年二月二六日人事院規則九一六―二七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附則（平成三年四月一日人事院規則九一六―二八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一〇月一日人事院規則九一六―二九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月二四日人事院規則九一六―三〇）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第一号の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の人事院規則九一六の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附則（平成四年四月一日人事院規則九一六―三一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年四月一日人事院規則九一六―三二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年六月二四日人事院規則九一六―三三）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六別表第一第三十号の二の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附則（平成六年二月一六日人事院規則九一六―三四）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に航空法の一部を改正する法律（平成六年法律第七十六号）による改正前の航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）別表に定める自家用操縦士の資格を有する職員については、この規則による改正前の規則九一六別表第一第一号（2）の規定は、平成九年十一月十五日までの間、なおその効力を有する。

附則（平成七年一〇月二五日人事院規則九一六―三五）

1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十四年十二月一日（以下「新基準日」という。）の前日において俸給の調整を行う官職を占める職員のうち、同日に受ける俸給月額（新基準日以後に人事院の定める俸給月額。以下この項において「基礎俸給月額」という。）及び基礎俸給月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の規則九一六（以下この項及び附則第四項において「改正後の規則」という。）第一条第二項の規定により算出した額（以下「調整額」という。）が同一である官職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸給の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

3 新基準日以後に新たに俸給の調整を行う官職を占めることとなつた職員（新基準日以後に新たに職員となつた者を除く。）の俸給の調整額については、当該官職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

4 新基準日以後に新たに俸給の調整を行う官職を占めることとなつた職員（新基準日以後に新

という。）第一条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎俸給月額と新基準日の前日における職務の級及び号俸（同日に受ける号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあつては、同日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸）の平成八年一月一日において適用される俸給月額（新基準日の前日における当該職務の級の最高号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高号俸の号数を超えない号数の号俸で同年四月一日における当該職務の級の最高号俸の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日における俸給月額が職務の級の最高号俸の俸給月額を超える俸給月額である職員並びに新基準日以後に人事院の定める異動をした職員にあつては、人事院が別に定める俸給月額。以下この項において「旧基準日の対応俸給月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定俸給月額」という。）が、旧基準日の対応俸給月額及び旧基準日の対応俸給月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の規則九一六（附則第四項において「改正前の規則」という。）第一条第二項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定俸給月額」という。）に達しない職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該官職又は当該官職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（次項並びに附則第四項及び第六項において「調整数」という。）が同一である官職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸給の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

給の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

じ。に）を受ける職務の級及び号俸の新基準日の前日において適用される俸給月額（新たに職員となつた日に受ける俸給月額が職務の級の最高の号俸の俸給月額を超える俸給月額である職員及び新たに職員となつた日後に人事院の定める俸異動をした職員にあつては、人事院の定める俸給月額）以下この項において「みなし基礎俸給月額」という。）及びみなし基礎俸給月額に第一條第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎俸給月額と新たに職員となつた日に受ける職務の級及び号俸（新たに職員となつた日に受ける号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあっては、新たに職員となつた日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸）の平成八年一月一日において適用される俸給月額（新たに職員となつた日に受ける職務の級の号俸が平成八年一月一日に

一般職の職員との給与に關する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）
第一条の規定による改正後の給与法（以下この項において「新給与法」という。）の教育職俸給表（一）又は教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の新たに職員となつた日に受ける職務の級及び号俸についての前項の規定の適用については、新給与法の教育職俸給表（一）の職務の級の一級、二級、三級若しくは四級又は新給与法の教育職俸給表（二）の職務の級の一級、二級若しくは三級及びこれらの職務の級における号俸を、それぞれ同条の規定による改正前の給与法（以下この項において「旧給与法」という。）の教育職俸給表（一）の職務の級の二級、三級、四級若しくは五級又は旧給与法の教育職俸給表（四）の職務の級の一級、二級若しくは三級及び当該号俸と同じ号数であるこれらの職務の級における号俸とみなす。

に受ける職務の級の号俸が平成十一年一月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超えない号数の号俸で同年四月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数のものである職員及び新たに職員となった日に受ける俸給月額が職務の級の最高の号俸の俸給月額を超える俸給月額である職員並びに新たに職員となった日後に人事院の定める異動をした職員にあつては、人事院が別に定める俸給月額。以下この項において「旧基準日の対応俸給月額」という。）との差額の二分の一を減じた月額（以下この項において「改正後の仮定俸給月額」という。）が、旧基準日の対応奉合月額及び旧基準日の対応奉合月額

新基準日の前日において俸給の調整を行う官職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる官職に異動したものは新基準日以後に新たに俸給の調整を行う官職を占めることとなった職員で当該官職を占めることとなった日後に調整数が異なる官職に異動したものの俸給の調整額については、これらの異動後の官職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第二項（新基準日以後に新たに職員となった者にあつては、前二項）の規定を準用する。

附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。

の文府給月額及び川島君の文府給月額を算出の基礎として改正前の規則第一条第二項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定俸給の月額」という。）に達しない職員 の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該官職又は当該官職と調整数が同一である官職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸

海 事 職 俸 給 表 (一)	4級	3級	4級	5級	4級	3級	2級	4級	3級	2級	1級	医 療 職 俸 給 表 (一)
	3号俸以上の号俸	7号俸以上の号俸	3号俸から10号俸までの号俸	11号俸以上の号俸	9号俸以上の号俸	6号俸以上の号俸	4号俸から6号俸までの号俸	7号俸以上の号俸	4号俸以上の号俸	6号俸から8号俸までの号俸	9号俸から11号俸までの号俸	
教 育 職 俸 給 表 (二)	4級	3級	4級	5級	4級	3級	2級	4級	3級	2級	1級	教 育 職 俸 給 表 (四)
	3号俸以上の号俸	7号俸以上の号俸	3号俸から10号俸までの号俸	11号俸以上の号俸	9号俸以上の号俸	6号俸以上の号俸	4号俸から6号俸までの号俸	7号俸以上の号俸	4号俸以上の号俸	6号俸から8号俸までの号俸	9号俸から11号俸までの号俸	
海 事 職 俸 給 表 (一)	4級	3級	4級	5級	4級	3級	2級	4級	3級	2級	1級	医 療 職 俸 給 表 (一)
	3号俸以上の号俸	7号俸以上の号俸	3号俸から10号俸までの号俸	11号俸以上の号俸	9号俸以上の号俸	6号俸以上の号俸	4号俸から6号俸までの号俸	7号俸以上の号俸	4号俸以上の号俸	6号俸から8号俸までの号俸	9号俸から11号俸までの号俸	
教 育 職 俸 給 表 (二)	4級	3級	4級	5級	4級	3級	2級	4級	3級	2級	1級	教 育 職 俸 給 表 (四)
	3号俸以上の号俸	7号俸以上の号俸	3号俸から10号俸までの号俸	11号俸以上の号俸	9号俸以上の号俸	6号俸以上の号俸	4号俸から6号俸までの号俸	7号俸以上の号俸	4号俸以上の号俸	6号俸から8号俸までの号俸	9号俸から11号俸までの号俸	

附則別表第二	
平成十四年十二月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附則（平成八年四月一日人事院規則九
一六—二六）

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成八年五月二一日人事院規則
九一六一二七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成八年六月二〇日人事院規則九一六一二八）

1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、第一条の規定による改正前の規則九一六（以下「改正前の規則九一六」という。）別表第一第五号（一）に掲げられる職員であつた者のうち、引き続き第一条の規定による改正後の規則九一六（以下「改正後の規則九一六」という。）別表第一第四号（一）に掲げる職員として菊池医療刑務支所に勤務する者、前者の俸給の調整額は、改正後の規則九一六第一条第二項並びに第二条の規定による改正後の規則九一六二五（以下「改正後の規則九一六二五」という。）附則第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間において引き続き当該職員として勤務する者、次に掲げる額を合算した額とする。

改正後の規則九一六第一条第二項の規定により算出した額（改正後の規則九一六二五附則第二項又は第三項の規定が適用される職員にあっては、これらの規定により算出した額）

- 二 当該職員に係る規則九一六別表第二に掲げる調整基本額に二及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（改正後の規則九一六―二五附則第二項の規定が適用される職員にあっては同項中「同項の規定により算出した額に改正前の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸給の月額との差額を加えた額」とあるのを「調整数を二とみなして同項の規定を適用したときに得られる額に調整数を二とみなした場合の改正前の仮定俸給の月額と調整数を二とみなした場合の改正後の仮定俸給の月額との差額を加えた額」と読み替えて同項の規定を適用したときに得られる額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額、改正後の規則九一六―二五附則第三項の規定が適用される職員にあっては人事院が定める額）（これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- 3 改正前の規則九一六別表第一第五号（二）又は（三）に掲げる職員が占める官職を施行日の前日から引き続き占める場合には、改正後の規則九一六別表第一の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、当該官職を同条第一項の規定による俸給の調整を行う官職とみなして、当該官職を占める職員に対し、改正前の規則九一六別表第二項の規定を適用したときに得られる額（第二条の規定による改正前の規則九一六―二五附則第二項又は第三項の規定が適用されることとなる職員にあっては、これらの規定を適用したときに得られる額）に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。当該職員が改正前の規則九一六別表第一第五号（二）又は（三）に掲げる職員が占める当該官職と同種の官職で同表における調整数が当該官職と同一である他の官職に異動した場合についても、同様とする。
- 4 改正前の規則九一六別表第二第二十三号（一）又は（二）に掲げる職員が占める官職を施行日の前日から平成八年十二月三十一日までの間において引き続き占めていた場合で、かつ、平成九年一月一日からそれぞれ次の表の（一）又は（二）に掲げる職員が占める官職を

引き続き占める場合の職員の俸給の調整額については、同表に掲げる勤務箇所、職員及び調整数が改正前の規則九一六別表第一及び規則九一六―二五による改正前の規則九一六別表第一に掲げられているものとして前項の規定を準用する。この場合において、同項後段中「改正前の規則九一六別表第一第五号（二）又は（三）」とあるのは「次項の表」と、「同表」とあるのは「改正前の規則九一六別表第一」と読み替えるものとする。

勤務箇所

職員

調整数

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

（一）研究員

（二）に掲げる職員以外の職員

三

附則別表

平成八年七月一日から平成十年三月三十一日まで

百分の百

平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで

百分の七十五

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで

百分の五十

平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで

百分の二十五

附則（平成八年二月一日人事院規則九一六―二九）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の規則九一六（以下「改正後の規則九一六」という。）及び第二条の規定による改正後の規則九一六―二五（以下「改正後の規則九一六―二五」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。（経過措置）

3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号。以下「改正法」という。）附則第四項又は第八項の規定の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の規則九一六第一条第二項の規定の平成八年四月一日以後における適用については、当該各号に定める額をもって同項に規定する調整基本額とする。

一 改正法附則第四項の規定により附則別表第一の暫定俸給月額欄に掲げる額の俸給月額を受ける職員

- 当該俸給月額に対応する同表の調整基本額欄に定める額
- 二 改正法附則第八項の規定により附則別表第二の俸給月額欄に掲げる額の俸給月額を受ける職員
- 当該俸給月額に対応する同表の調整基本額欄に定める額
- 4 改正法附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に対する改正後の規則九一六―二五附則第二項の規定の平成八年四月一日以後における適用については、同項中「号俸（平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に定める額（以下「暫定俸給月額」という。）と、「号俸（現に受ける号俸が附則別表の号俸欄に掲げる号俸である場合にあっては、現に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸）」とあるのは「暫定俸給月額に対応する同表の旧号俸欄に定める号俸」とする。
- 5 平成八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正法第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、第二条の規定による改正前の規則九一六―二五（以下「改正前の規則九一六―二五」という。）附則第二項の適用を受けた職員で、当該俸給表の適用又は異動の日における改正法第一条の規定による改正後の給与法（改正法附則第八項の規定を含む。）による俸給月額及び当該俸給月額を基礎とした改正後の規則九一六第一条第二項又は改正後の規則九一六―二五附則第二項の規定による俸給の調整額の合計額（以下「改正後の俸給の月額」という。）が同日において受けていた改正前の給与法（改正法による俸給月額及び当該俸給月額を基礎とした改正前の規則九一六―二五附則第二項の規定による俸給の調整額の合計額（以下「改正前の俸給の月額」という。）に達しないものの俸給の調整額は、改正後の規則九一六第一条第二項及

6 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、人事院が定める。															
附則別表第一															
俸給表		職務暫定俸給月額調整基本額													
		の級額													
		3級													
(一)		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円		299,000円		309,000円	
		250,000円		259,000円		269,000円		279,000円		289,000円					

俸給の調整額適用職員になったとした場合に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）第二条の規定による改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの規則による改正前の規則九一六（次号において「改正前の規則」という。）第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額（基準日において減額改定対象職員である者）については、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった者）については、施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合。以下この号において同じ。）に同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の規則第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額（基準日において減額改定対象職員である者）については、当該調整基本額（基準日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。）にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）。ただし、施行日以後に規則九一一〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）第四条第一項第七号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事院の定める額

俸給表の適用を異にする異動をした場合イ 規則九一一〇第四条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

四 施行日以後に、俸給表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事院の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合の額

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。
附 則（平成一八年三月三十一日人事院規則九一六―五九）
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年九月二十九日人事院規則九一六―六〇）
この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一六―六一）
（施行期日）
1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にこの規則による改正前の規則九一六（以下「改正前の規則」という。）別表第一第十号の職員欄に掲げる職員であつた者のうち、当該職員が占める官職を同日から引き続き占めるものの調整数は、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、この規則による改正後の規則九一六（以下「改正後の規則」という。）第一条第二項の規定にかかわらず、同日に占めていた官職（以下「施行日前の官職」という。）に係る改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（以下「改正後の調整数」という。）に、施行日前の官職に係る改正前の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（以下「改正前の調整数」という。）と施行日前の官職に係る改正後の調整数との差の数に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数を加えて得た数とする。当該職員であつた者が施行日以後に施行日前の官職と同種であり、かつ、改正前の調整数及び改正後の調整数がそれぞれ施行日前の官職と同一である他の官職に異動した場合における調整数についても、同様とする。

3 施行日の前日に改正前の規則別表第一第十号又は第十八号の職員欄に掲げる職員であつた者のうち、改正後の規則において給与法第十条の規定による俸給の調整を行う官職に該当しなくなった官職（以下この項において「非調整官職」という。）を同日から引き続き占めるものについては、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、その者に給与法第十条の規定による俸給の調整を行う官職に占められた官職に係る改正前の調整数に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数をその者に係る調整数とそれぞれみなして改正後の規則の規定を適用する。当該職員であつた者が施行日以後に施行日前の官職と同種であり、かつ、改正前の調整数が施行日前の官職と同一である他の非調整官職となつた官職に異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

附則別表
平成十九年四月一日から平成二十年三百分の百三十一日まで
平成二十年四月一日から平成二十一年七百分の七三十一日まで
平成二十一年四月一日から平成二十二年五百分の五三十一日まで
平成二十二年四月一日から平成二十三年三百分の二三十一日まで

の規則第一条第二項の規定にかかわらず、その者に給与法第十条の規定による俸給の調整を行う官職を占める職員と、非調整官職となつた官職に係る改正前の調整数に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数をその者に係る調整数とそれぞれみなして改正後の規則の規定を適用する。当該職員であつた者が施行日以後に施行日前の官職と同種であり、かつ、改正前の調整数が施行日前の官職と同一である他の非調整官職となつた官職に異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

附則別表	平成十九年四月一日から平成二十年三百分の百三十一日まで	平成二十年四月一日から平成二十一年七百分の七三十一日まで	平成二十一年四月一日から平成二十二年五百分の五三十一日まで	平成二十二年四月一日から平成二十三年三百分の二三十一日まで
		十五	十	十五

附 則（平成一九年七月二〇日人事院規則一―四八）抄
1 この規則は、平成十九年八月一日から施行する。（施行期日）
附 則（平成一九年一〇月一日人事院規則九一六―六二）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一九年一二月三〇日人事院規則九一六―六三）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一六の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二〇年四月一日人事院規則九一六―六四）
この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第一第九号の改正規定（「武蔵病院」を「病院」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の規則九一六別表第一第九号の規定は、平成十九年十月一日から適用する。
附 則（平成二〇年一〇月一日人事院規則一―五二）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二〇年一〇月一日人事院規則九一六―六五）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二〇年一〇月一日人事院規則九一六―六五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日人事院規則九一六―六六）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年一〇月一日人事院規則九一六―六七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一二月三〇日人事院規則九一六―六八）
この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。
附 則（平成二二年四月一日人事院規則九一六―六九）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年一二月三〇日人事院規則九一六―七〇）
この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日人事院規則九一六―七一）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年九月三〇日人事院規則九一六―七二）
この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則（平成二四年二月二十九日人事院規則九一六―七三）
この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日人事院規則九一六―七四）
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則（平成二四年九月一九日人事院規則一―五八）抄
1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二五年四月一日人事院規則九一六―七五）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二六年二月二十八日人事院規則一―六二）
この規則は、平成二六年三月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一日人事院規則九一六―七六）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一月一日人事院規則九一六―七七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一六の規定は、平成二六年四月一日から適用する。

附 則（平成二七年四月一〇日人事院規則九一六―七八）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月一日人事院規則九一六―七九）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年七月一日人事院規則九一六―八〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月三十一日人事院規則九一六―八一）
この規則は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月三〇日人事院規則九一六―八二）
この規則は、平成二九年七月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日人事院規則九一六―八三）
この規則は、平成二九年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日人事院規則九一六―八四）
この規則は、平成三〇年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月一日人事院規則九一六―八五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月二五日人事院規則九一六―八六）
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一六の規定は、平成三一年四月一日から適用する。

附 則（令和二年四月一日人事院規則九一六―八七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年四月一日人事院規則九一六―八八）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則九一七―七七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一日人事院規則九一六―八九）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則一七九）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（改正後の人事院規則九一六における暫定再任用職員に関する経過措置）

第六条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十一条の規定による改正後の規則九一六（次項及び次条第一項において「改正後の規則九一六」という。）第一条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則九一六第一条第三項及び第四項の規定を適用する。

第七条 給与法第十条の規定により俸給の調整を行う官職（次項において「俸給の調整額適用官職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該官職に係る令和五年旧法第八十一条の二第二項に規定する年齢

（規則一―一―二（定年退職者等の暫定再任用）
第三条第一項各号に規定する官職にあっては、同条第二項に規定する年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則九一六第一条及び第二条並びに前条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の規則九一六第一条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が俸給月額額の百分の二十五を超えるときは、俸給月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
一 施行日の前日において、俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き俸給の調整額適用官職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き俸給の調整額適用官職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
二 施行日以後に新たに俸給の調整額適用官職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に令和三年改正法第二条の規定による改正前の給与法（次号において「令和五年旧給与法」という。）及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級を基礎として第十一条の規定による改正前の規則九一六第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（俸給の調整額適用官職以外の官職を占める職員として次

に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに俸給の調整額適用官職を占める職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合）にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和五年旧給与法及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級を基礎として第十一条の規定による改正前の規則九一六第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合
ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の俸給表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合）に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与法及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級より下位の同一の俸給表の職務の級に変更した場合（

（雑則）

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（令和四年四月一日人事院規則九一六―九〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日人事院規則九一六―九一）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）

勤務箇所	職員	調整数

[illegible]

[illegible]

